

一般社団法人宮崎青年会議所定款改正（案）

現行	改正	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（名 称） 第1条 本会議所は、一般社団法人宮崎青年会議所（Miyazaki Junior Chamber of Incorporated）と称する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（名 称） 第1条 本会議所は、一般社団法人宮崎青年会議所（英文名 Junior Chamber International Miyazaki）と称する。</p>	英文表記の修正
<p>（事務所） 第2条 本会議所は、事務所を宮崎県宮崎市に置く。</p>	<p>（事務所） 第2条 本会議所は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。</p>	「主たる」という文言の追加
<p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>（目 的） 第3条 本会議所は、会員の連携と指導力の啓発に務め、地域社会及び国家の政治、経済、社会、文化等の発展を図るとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。 (1) 地域社会における経済・社会・文化・政治に関する問題の研究及び社会開発計画（Community Development）の積極的推進を図り地域社会に貢献する。 (2) 関係団体と協力して地域経済及び日本経済の正しい発展を図る。 (3) 公益社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、日本及び世界の青年と提携し、国際的理解及び親善を助成するとともに、相互信頼を増進し人類の幸福、世界平和達成の原動力となる。 (4) 指導力の開発（Leadership Development）を基調とした青年の自己陶冶及び会員相互の連携を図る。</p>	<p>（目 的） 第3条 本会議所は、会員の連携と指導力の啓発に務め、地域社会及び国家の政治、経済、社会、文化等の発展を図るとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。 (1) 地域社会における経済・社会・文化・政治に関する問題の研究及び社会開発計画（Community Development）の積極的推進を図り地域社会に貢献する。 (2) 関係団体と協力して地域経済及び日本経済の正しい発展を図る。 (3) 公益社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、日本及び世界の青年と提携し、国際的理解及び親善を助成するとともに、相互信頼を増進し人類の幸福、世界平和達成の原動力となる。 (4) 指導力の開発（Leadership Development）を基調とした青年の自己陶冶及び会員相互の連携を図る。</p>	第3条、第4条、第5条を第1章総則に統合する。
<p>（事業） 第4条 本会議所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 指導力の開発及び相互の親睦に資する事業の開催 (2) 社会開発計画の推進及び青少年問題に関する事業 (3) 経済、社会、文化、政治に関する研究及びその改善発展のための事業 (4) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所その他の諸団体との提携 (5) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>（事業） 第4条 本会議所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 指導力の開発及び相互の親睦に資する事業の開催 (2) 社会開発計画の推進及び青少年問題に関する事業 (3) 経済、社会、文化、政治に関する研究及びその改善発展のための事業 (4) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所その他の諸団体との提携 (5) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業</p>	変更なし
<p>（原則） 第5条 本会議所は、特定の個人または法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。 2 本会議所は、特定の政党のために働かない。</p>	<p>（原則） 第5条 本会議所は、特定の個人または法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。 2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。 3 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。</p>	2は、日本語の意味として「働かない」よりも「利用しない」の方が適当であるため、会員会議所標準定款に表現を合わせる。 3は、一般社団法人には「普通型一般社団法人」と「非営利型一般社団法人」の2種類があり、宮崎青年会議所は剰余金分配を行っていない且つ解散したときは剰余財産を国や地方公共団体など一定の公益的な団体に贈与することを定めているため事実上の非営利型一般社団法人であるが、国税庁の規程として「非営利型」と認められるためには「剰余金の分配を行わないことを定款に定めている」必要があるので記載する。
<p style="text-align: center;">第3章 会員及び会費</p> <p>（会員の種類） 第6条 本会議所の会員は、次の2種類とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 会 員</p> <p>（会員） 第6条 本会議所の会員は、次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団及び財団法人法」という。）上の社員とする。</p>	第2項を第1項の規定に繰り入れ、これまで定款になかった会員の権利と義務を第2項、第3項として追記した。

<p>(1) 正会員 宮崎市及びその周辺に居住又は勤務する 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で、本会議所の目的に賛同して入会したもの。ただし、入会した事業年度中に 20 歳に達する者は、その事業年度から正会員の資格を有することができるものとし、入会後に 40 歳に達した正会員は、40 歳に達した年の 12 月 31 日までは正会員としての資格を有するものとする。</p> <p>(2) 特別会員 40 歳を超えた正会員のみが、その資格を持つ。特別会員に関する細目は、別に定める一般社団法人宮崎青年会議所会員資格規程（以下「会員資格規程」という。）による。</p> <p>2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）上の社員とする。</p>	<p>(1) 正会員 宮崎市及びその周辺に居住又は勤務する 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で、本会議所の目的に賛同して入会した者。ただし、入会した事業年度中に 20 歳に達する者は、その事業年度から正会員の資格を有することができるものとし、入会後に 40 歳に達した正会員は、40 歳に達した年の 12 月 31 日までは正会員としての資格を有するものとする。</p> <p>(2) 特別会員 40 歳を超えた正会員のみが、その資格を持つ。特別会員に関する細目は、別に定める一般社団法人宮崎青年会議所会員資格規程（以下「会員資格規程」という。）による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者は、本会議所の会員としての資格を有しない。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に所属する者、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）。</p> <p>(2) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者。</p> <p>(3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者。</p> <p>(4) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。</p>	<p>補助金申請等を含め行政手続き等の際には反社会的勢力に加担していない誓約を求められるが、宮崎青年会議所として反社会的勢力に関する規程を有していないため、定款改正に合わせて追加する。</p> <p>※2 の条文については中小企業団体中央会の定款を参考とした。</p>
<p>(入会金及び会費)</p> <p>第 7 条 会員は、一般社団法人宮崎青年会議所運営規程（以下「運営規程」という。）において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p>	<p>(入会)</p> <p>第 7 条 本会議所の正会員になろうとする者は、会員資格規程に基づく所定の入会手続きを経たうえ、理事会の承認を得なければならない。</p>	<p>文脈として第 7 条と第 8 条が逆なので入れ替える。</p>
<p>(入会)</p> <p>第 8 条 正会員になろうとする者は、会員資格規程に基づく所定の入会手続きを経たうえ、理事会の承認を受けなければならない。</p>	<p>(入会金及び会費)</p> <p>第 8 条 会員は、本会議所の事業活動等において経常的に生じる費用に充てるため、会員資格規程において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負い、支払い方法については、別に理事会において定める。</p>	<p>文脈として第 7 条と第 8 条が逆なので入れ替える。また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の相対的記載事項に該当する「経費の負担」に関する文言がないため追記する。</p> <p>今回、会員資格規程と運営規程が同時に改正されることから、会費に関する事項を会員資格規程に移設する。</p>
<p>※新設</p>	<p>(会員の権利)</p> <p>第 9 条 正会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。</p>	<p>定款にも会員資格規程にも会員の権利に関する記載がないため、追記する。</p>
<p>※新設</p>	<p>(会員の義務)</p> <p>第 10 条 会員は、定款その他規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。</p>	<p>各種規程上に義務は存在するが、定款上に会員の義務がないため追記する。</p>
<p>(退会)</p> <p>第 9 条 会員は、退会届を理事会に提出することにより任意にいつでも退会できる。ただし、退会しようとする年度の会費は、納入しなければならない。</p>	<p>(退会)</p> <p>第 11 条 会員は、退会届を理事会に提出することにより任意にいつでも退会できる。ただし、退会しようとする年度の会費は、納入しなければならない。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>(除名)</p> <p>第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。</p> <p>(1) 本会議所の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした</p>	<p>(除名)</p> <p>第 12 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。</p> <p>(1) 本会議所の定款その他規定に違反したとき。</p>	<p>定款違反に関する記載がないため、運営規程、会員資格規程等と合わせた表現とした。</p>

<p>とき。</p> <p>(2) 運営規程に定める会費納入義務を履行しないとき。</p> <p>(3) 会員資格規程に定める出席義務を履行しないとき。</p> <p>(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p>2 会員を除名しようとするときは、その会員に除名の議決を行う 1 週間前までにその旨を通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>(2) 本会議所の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p>2 会員を除名しようとするときは、その会員に除名の議決を行う 1 週間前までにその旨を通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。</p>	
<p>(資格の喪失)</p> <p>第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 総正会員が同意したとき。</p> <p>(2) 会員が死亡したとき。</p>	<p>(会員資格の喪失)</p> <p>第 13 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会したとき。</p> <p>(2) 除名されたとき。</p> <p>(3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。</p> <p>(4) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。</p> <p>(5) 法人又は団体が解散したとき。</p> <p>(6) 総正会員が同意したとき。</p>	<p>前 2 条という表記では、今後定款改正があった場合に齟齬が出る可能性があるため、各号に入れ込んだ。また記載の不備を追記した。</p>
<p>(抛出金品の不返還)</p> <p>第 12 条 退会、除名又は資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。</p>	<p>(抛出金品の不返還)</p> <p>第 14 条 退会、除名又は資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>※新設</p>	<p>(休 会)</p> <p>第 15 条 正会員がやむを得ない事由により長期間出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。</p>	<p>休会に関する事項がないため追記する。</p>
<p>※第 24 条より移設</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 役 員</p> <p>(役員)</p> <p>第 16 条 本会議所に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事長 1 名</p> <p>(2) 副理事長 1 名以上 5 名以内</p> <p>(3) 専務理事 1 名</p> <p>(4) 常任理事 6 名以上 12 名以内 (理事長、副理事長、専務理事を含む。)</p> <p>(5) 理 事 12 名以上 27 名以内 (理事長、副理事長、専務理事及び常任理事を含む。)</p> <p>(6) 監 事 2 名</p> <p>2 前項の理事長をもって一般社団及び財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事（代表理事以外の理事であって、理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定されたものをいう。以下同じ。）とする。</p>	<p>2 は、現在の宮崎青年会議所の運営上、副理事長、専務理事と常任理事が業務を分担執行しているため、定款上で専務理事のみを業務執行理事としているのは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に照らして齟齬がある。よって、副理事長及び専務理事を業務執行理事とした。</p>
<p>※第 25 条より移設</p>	<p>(役員資格及び選任)</p> <p>第 17 条 理事は、本会議所入会 3 年目以降の正会員のうちから総会において選任する。</p> <p>2 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。</p> <p>3 監事は、理事経験を有する正会員及び特別会員のうちから総会において選任する。</p> <p>4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p> <p>5 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。</p> <p>6 任期中役員に欠員を生じたときは、正会員の中より理事長が推薦し、理事会の決議を経て選任することができる。</p>	<p>4 は、文脈のうえで改正前 25 条（改正 17 条）内にあるべきなので、24 条（改正 16 条）より移動した。</p> <p>5 は、先述のとおり一般社団法人には「普通型一般社団法人」と「非営利型一般社団法人」の 2 種類があり、国税庁の規程として「非営利型」と認められるためには「各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 以下である」必要があるため記載する。</p> <p>6 は、欠員補充規定が役員選任規程にあるのに定款にないため、事実上効力を発揮できないため追記する。</p>
<p>※第 26 条より移設・分割</p>	<p>(理事の職務権限)</p> <p>第 18 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところ</p>	<p>第 1 項を理事長にすることは理事会の上に理事長という機関を置いているとも読める</p>

	<p>により本会議所の業務の執行を決定する。</p> <p>2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会議所を代表し、業務を統轄する。</p> <p>3 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、その職務を代行する。</p> <p>4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を総括するとともに事務局を統轄する。</p> <p>5 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>6 理事長、副理事長及び専務理事以外の常任理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐して業務を分担処理する。</p>	<p>ので2項に移動し、定款上「所務」として いるのは会議所務という意味合いである が、日本語として「所務」は別の意味合いと 取れるため「業務」に表記を統一したため、 2項の表現を変更した。</p> <p>4 は、業務執行理事に副理事長を加えたこ とにより、日本青年会議所の専務理事の職 務の表記に合わせた。</p> <p>5 は、一般社団法人及び一般財団法人に関 する法律上の相対的記載事項に該当する が、現在の定款に記載がないため追加する。 6 は、常任理事の職務に関する記載がない ため追記した。</p>
<p>第26条より移設・分割</p>	<p>(監事の職務権限)</p> <p>第19条 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定められた監査報告書を作成すること。</p> <p>(2) いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。</p> <p>(3) 本会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。</p> <p>(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</p> <p>(6) 総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。</p> <p>(7) 必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>(8) 前号の規定による請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、直接に理事会を招集することができる。</p> <p>(9) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。</p> <p>(10) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</p>	<p>前条第7項は、法人法第99条から106条 の職務で正しいが、定款上に明記されてい ないため、その職務が非常にわかりづらい ため、明記する。</p>
<p>※第27条より移設</p>	<p>(役員任期)</p> <p>第20条 監事を除く役員任期は、毎年1月1日からその年の12月31日までとする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。</p> <p>2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>3 一般社団法人宮崎青年会議所役員選任規程(以下「役員選任規程」という。)に別段の定めがある場合を除き、理事並びに監事については、再任を妨げない。</p> <p>4 役員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<p>再任規定がないため、一般社団法人宮崎青 年会議所役員選任規程第30条と齟齬が出 ているため、追記する。</p>

※第 28 条より移設	<p>(辞任及び解任)</p> <p>第 21 条 役員は、理事会の承認を得て、辞任することができる。</p> <p>2 役員は、総会の議決により、これを解任することができる。</p> <p>3 第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条第 2 項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。</p>	辞任に関する規定を追加。
※第 29 条より移設	<p>(直前理事長等)</p> <p>第 22 条 本会議所に、任意の機関として、直前理事長 1 名、名誉顧問 5 名以内、特別顧問及び顧問若干名を置くことができる。</p> <p>2 直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたる。</p> <p>3 特別顧問及び顧問は理事会において推薦し、総会で決定する。</p> <p>4 名誉顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱する。</p> <p>5 直前理事長、名誉顧問、特別顧問及び顧問の任期は、第 20 条第 1 項の規定を準用する。</p> <p>6 直前理事長、名誉顧問、特別顧問及び顧問の解任は、第 21 条の規程を準用する。</p> <p>7 直前理事長、名誉顧問、特別顧問及び顧問は無報酬とする。</p>	宮崎青年会議所の現状と照らして、出向役員などの役職が存在するが、これは定款上に何も権限がないものである。 また、宮崎青年会議所運営規程に特別役員 の規程があるが、これも定款上に規定のない役職であり便宜上のものでしかない。 双方ともに、性質上及び宮崎青年会議所の 実情として「顧問」に該当する役職として 扱われているため、定款を改正し会員会議 所標準定款に合わせることで、顧問の種類 を名誉顧問、特別顧問及び顧問に分け、 正会員を特別顧問又は顧問の役職に任命 することを可能とし定款上の権限を持たせる。
※第 30 条より移設	<p>(直前理事長等の職務)</p> <p>第 23 条 直前理事長、名誉顧問、特別顧問及び顧問の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 直前理事長は、理事長の経験を活かし、業務について必要な助言を行う。</p> <p>(2) 直前理事長、特別顧問及び顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、理事会における議決権を有しない。</p> <p>(3) 名誉顧問は、理事長の諮問に応じ、必要な助言を行うことができる。</p>	前条に同じ。
※第 31 条より移設	<p>(役員報酬)</p> <p>第 24 条 役員に対する報酬は、これを支給しない。</p>	内容の変更はなし
※新設	<p>(責任の免除)</p> <p>第 25 条 本会議所は、役員一般社団及び財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p>	(責任の免除) は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めるところにより、定款に定めがなければその効力をもたないため、定款に追記する。
<p>第 4 章 会 議</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第 13 条 本会議所の会議は、総会、理事会、常任理事会とする。</p>	※総会と理事会の条文分割により削除	
<p>(構 成)</p> <p>第 14 条 会議の構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総会は、すべての正会員をもって構成する。なお、本総会をもって法人法上の社員総会とする。</p> <p>(2) 理事会は理事及び監事をもって構成する。</p> <p>(3) 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び常任理事をもって構成する。</p>	<p>第 4 章 総 会</p> <p>(構 成)</p> <p>第 26 条 本会議所の総会は、すべての正会員をもって構成する。</p> <p>2 前項の総会をもって、一般社団及び財団法人法上の社員総会とする。</p>	会議と一括りにしてある現行定款を総会と理事会に条文を分割し、役割を明確にする。
<p>(権 限)</p> <p>第 15 条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3) 事業計画書及び収支予算書の承認</p> <p>(4) 事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書（正味財産増</p>	<p>(権 限)</p> <p>第 27 条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3) 事業計画書及び収支予算書の承認</p> <p>(4) 事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書（正味財産増</p>	現在の定款では「規則及び規定の制定、変更及び廃止」を総会決議事項としているため、運営の柔軟性を欠く。 これを他 LOM の事例を参考に、会員資格や会費、役員選任の規程を総会決議とし、 他を理事会で変更できるようにすることで

<p>減計算書)の承認</p> <p>(5) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(6) 定款の変更</p> <p>(7) 規則及び規定の制定、変更及び廃止</p> <p>(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>2 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本会議所の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選任又は解任</p> <p>(4) 総会から委任された事項及び総会に提出すべき課題の審議処理</p> <p>3 常任理事会は、理事会提出議案の事前協議を行う。</p>	<p>減計算書)の承認</p> <p>(5) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(6) 定款の変更</p> <p>(7) 会員の資格及び役員の選出に関する規程並びに資金の運用に関する規程の決定、変更及び廃止</p> <p>(8) 理事会において総会に付議した事項</p> <p>(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p>	<p>運営に柔軟性を持たせる。</p> <p>これに伴い、会費に関する規定を運営規程から会員資格規程に移設する。</p>
<p>(開催)</p> <p>第16条 定時総会は、毎年1月に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認めるとき。</p> <p>(2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から会議の目的たる事項について書面をもって請求があったとき。</p> <p>3 理事会は定例理事会として毎月開催するほか、臨時理事会として、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事長が必要と認めるとき。</p> <p>(2) 理事長を除く理事から書面をもって招集の請求があったとき。</p> <p>4 常任理事会は理事長が必要と認めるとき開催する。</p>	<p>(開催)</p> <p>第28条 総会は、定時総会として、毎事業年度終了後速やかに開催するほか、臨時総会として、理事会が必要と認めた場合に開催する。</p>	<p>現行定款のまま1月としていても良いが、新型コロナウイルス感染症のような事態も想定できるため、3箇月として柔軟性を持たせる。</p>
<p>(招集)</p> <p>第17条 総会は、理事長が招集する。なお、総会を招集する場合には、正会員に対し、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を示して、開催の日の10日前までに書面をもって通知しなければならない。</p> <p>2 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>3 常任理事会は、理事長が招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第29条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。なお、総会を招集する場合には、正会員に対し、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を示して、開催の日の10日前までに書面をもって通知しなければならない。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、定款第18条第3項の規定により、理事長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序に則って副理事長が総会を招集する。</p> <p>3 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p>	<p>現行条文のままでは、理事長に事故あるとき、又は欠けたときに総会を招集できないので、追記する。</p> <p>3は、招集に該当するため(開催)から移設するとともに、招集の請求先及び方法に関する内容を追記する。</p>
<p>(議長)</p> <p>第18条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。</p> <p>2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。</p> <p>3 常任理事会の議長は、理事長がこれに当たる。</p>	<p>(議長)</p> <p>第30条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、定款第18条第3項の規定により、理事長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序に則って副理事長がこれを代行する。</p>	<p>現行条文のままでは、理事長に事故あるとき、又は欠けたときに総会の議長該当者が居ないので、追記する。</p>
<p>(定足数)</p> <p>第19条 会議の定足数は、総会においては正会員の過半数、理事会においては理事の過半数とする。</p>	<p>(定足数)</p> <p>第31条 総会の定足数は、正会員の過半数とする。</p>	<p>会議の条文分割による変更</p>
<p>(議決権)</p> <p>第20条 会議の議決権は、総会においては正会員1名につき1個とし、理事会においては理事1名につき1個とする。</p>	<p>(議決権)</p> <p>第32条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</p>	<p>会議の条文分割による変更</p>
<p>(決議)</p> <p>第21条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合、議長は正会員として議決権を有しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 監事の解任</p>	<p>(決議)</p> <p>第33条 総会の決議は、総正会員数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合、議長は正会員として議決権を有しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p>	<p>一般社団及び財団法人法の表現に合わせる。</p>

<p>(2) 定款の変更 (3) 解散 (4) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合、議長は理事としての議決権を有しない。</p>	<p>(2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項</p>	
<p>(表決の委任)</p> <p>第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p>	<p>(表決の委任)</p> <p>第 34 条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、総会に出席したものとみなす。</p>	<p>委任状を出席者として加算する記載がないため、追記する。これに合わせ、表現を会員会議所標準定款に揃える。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第 23 条 会議の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 35 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議長及び出席した正会員のうちから指名された議事録署名人名人 2 名が前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>議事録署名人の記載がないため、追記する。</p>
<p>※第 14 条より分割</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 理 事 会</p> <p>(構成)</p> <p>第 36 条 本会議所に理事会を置く。</p> <p>2 理事会はすべての理事をもって構成する。</p>	<p>改正前定款の会議から、総会と理事会の条文を分割することによる変更。</p>
<p>※第 15 条より分割</p>	<p>(権限)</p> <p>第 37 条 理事会は次の職務を行う。</p> <p>(1) 総会の議決した事項の執行に関すること (2) 総会の日時及び場所、並びに議事に付すべき事項の決定 (3) 規程及び細則の制定、並びに変更及び廃止に関する事項 (4) 理事の職務の執行の監督 (5) 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事の選定及び解職。ただし、理事長選定にあたっては、総会の決議により別に定める役員選任規程により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者から選定する方法によることができる (6) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定</p> <p>2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。</p> <p>(1) 重要な財産の処分及び譲り受け (2) 多額の借財 (3) 重要な使用人（事務局長）の選任及び解任 (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止 (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備 (6) 第 25 条の責任の免除</p>	<p>第 1 項、第 2 項ともに不備の追記</p>
<p>※第 16 条より分割</p>	<p>(種類及び開催)</p> <p>第 38 条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の 2 種とする。</p> <p>2 定例理事会は毎月 1 回開催する。</p> <p>3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事長が必要と認めたとき。 (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。 (3) 前号の請求があった 5 日以内に、その請求の招集が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。</p>	<p>改正前定款の会議から、総会と理事会の条文を分割することによる変更。また、法的権利としての理事による理事会招集について追記。</p>
<p>※第 17 条より分割</p>	<p>(招集)</p> <p>第 39 条 理事会は理事長が招集する。</p>	<p>記載不備の追記</p>

	<p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、定款第18条第3項の規定により、理事長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序に則って副理事長が理事会を招集する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、前条第3項第3号により理事が招集する場合にはその理事が理事会を招集する。</p> <p>4 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>5 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、理事、監事、直前理事長、特別顧問及び顧問に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を通知しなければならない。</p> <p>6 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p>	
※第18条より分割	<p>(議長)</p> <p>第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。</p> <p>2 理事長に事故あるときは、定款第18条第3項の規定により、理事長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序に則って副理事長がこれを代行する。</p>	事故あるときの追記
※第19条より分割	<p>(定足数)</p> <p>第41条 理事会の定足数は、理事の過半数とする。</p>	変更なし
※第20条より分割	<p>(議決権)</p> <p>第42条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。</p>	変更なし
※第21条より分割	<p>(決議)</p> <p>第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合、議長は理事としての議決権を有しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団及び財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p>	決議省略の条項を追加
※第22条より分割	<p>(議事録)</p> <p>第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議長、監事及び出席した理事のうちから指名された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。</p>	職務執行監督という観点から、署名人に監事を加えた。
※第14条から第22条までの中から、常任理事会に関する事項を分割	<p>(常任理事会)</p> <p>第45条 本会議所に常任理事会を置く。</p> <p>2 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び常任理事をもって構成する。</p> <p>3 常任理事会は次の職務を行う。</p> <p>(1) 理事会に提出する議案の事前協議</p> <p>(2) 業務を執行するにあたって必要な事項の決定</p> <p>(3) その他理事会より付託された事項の処理</p> <p>4 常任委員会の運営は、別に定める一般社団法人宮崎青年会議所運営規程(以下「運営規程」という。)によるものとする。</p>	常任理事会は一般社団及び財団法人法上の任意機関に当たるため、理事会権限を制約することができない。 従って、現行定款通り議案の事前協議に加えて、業務執行理事の会であることを(2)、理事会からの付託を(3)として追加した。 任意機関であるため定款に諸々を記載しても大きな意味はないため、運営は運営規程への記載とした。
<p style="text-align: center;">第5章 役員等</p> <p>(役員の種類及び員数)</p> <p>第24条 本会議所の役員の種類及び員数は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 1名</p> <p>(2) 副理事長 1名以上5名以内</p> <p>(3) 専務理事 1名</p> <p>(4) 常任理事 6名以上12名以内</p>	※第16条に移設	

<p>(理事長、副理事長、専務理事を含む。)</p> <p>(5) 理事 12名以上 27名以内</p> <p>(理事長、副理事長、専務理事及び常任理事を含む。)</p> <p>(6) 監事 2名</p> <p>2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p>		
<p>(役員の資格及び選任)</p> <p>第25条 理事は、本会議所入会3年目以降の正会員のうちから総会において選任する。</p> <p>2 監事は、理事経験を有する正会員及び特別会員のうちから総会において選任する。</p> <p>3 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。</p>	<p>※第17条に移設</p>	
<p>(理事及び監事の職務)</p> <p>第26条 理事長は、法人法上の代表理事とし、所務を主宰する。</p> <p>2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、その職務を行う。</p> <p>3 専務理事は、法人法上の業務執行理事とし、理事長及び副理事長を補佐し、所務を処理するとともに、事務局を統括する。</p> <p>4 常任理事及び理事は、理事会を構成し、所務を分掌する。</p> <p>5 監事は、法人法第99条から106条の職務を行う。ただし、理事会における議決権を有しない。</p>	<p>※第18条、第19条に移設</p>	
<p>(役員の任期)</p> <p>第27条 監事を除く役員の任期は、毎年1月1日からその年の12月31日までとする。ただし、補欠として選任された役員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。</p> <p>2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>3 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<p>※第20条に移設</p>	
<p>(役員の解任)</p> <p>第28条 役員は、総会の議決により、これを解任することができる。</p> <p>2 第10条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。</p>	<p>※第21条に移設</p>	
<p>(直前理事長)</p> <p>第29条 本会議所に直前理事長を置く。</p> <p>2 直前理事長は、前事業年度の理事長をもって充て、理事長を補佐するとともに、理事会、常任理事会に出席のうえ、助言を与えることができる。ただし、理事会における議決権を有しない。</p>	<p>※第22条に移設</p>	
<p>(顧問)</p> <p>第30条 本会議所に顧問若干名を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、理事会の推薦を得て、理事長が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、理事長の諮問に応じ、助言を与えることができる。</p>	<p>※第23条に移設</p>	

<p>(役員の報酬)</p> <p>第31条 役員に対する報酬は、これを支給しない。</p>	<p>※第24条に移設</p>	
<p>(事務局)</p> <p>第32条 本会議所の事務を処理するため、本会議所に事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長1名とその他職員を置くことができる。</p> <p>3 事務局長及びその他職員は、理事会の決議を経て理事長が任命する。</p> <p>4 事務局長の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を経て定める。</p>	<p>※第50条に移設</p>	<p>(事務局)は、「第5章役員等」ではなく、「第8章管理」に該当するため記載位置を変更する。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 例会及び委員会</p> <p>(例会)</p> <p>第33条 本会議所は、毎月1回以上の例会を開催する。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 例会及び委員会</p> <p>(例会)</p> <p>第46条 本会議所は、その目的に必要な事項を調査し、研究し、または実施するために原則として毎月1回例会を開催する。</p> <p>2 例会の運営は、別に定める運営規程によるものとする。</p>	<p>第33条は、現在の定款上、毎月1回の例会開催を義務付けているため柔軟性を欠く。これを会員会議所標準定款に表現を合わせ、原則1回とし、また運営規程において開催日程や頻度を理事会に付託することによって宮崎青年会議所の運営に柔軟性を持たせる。</p>
<p>(委員会)</p> <p>第34条 本会議所の目的達成に必要な事項を調査、研究し、実施するために委員会を設置する。</p>	<p>(委員会等の設置)</p> <p>第47条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査研究し、審議し、または実施するために委員会を置く。また、必要に応じて室及び会議体を置くことができる。</p> <p>2 委員会は、委員長1名、副委員長、幹事及び委員各若干名をもって構成する。会議体にあつては、委員長を議長、副委員長を副議長と称することができる。</p> <p>3 委員長及び副委員長は、理事長が理事会の承認を得て任命する。ただし、委員長は理事の中から、室長は常任理事の中から選定しなければならない。</p> <p>4 委員会等の運営は、別に定める運営規程によるものとする。</p>	<p>第34条は、これまでも〇〇会議という会議体が存在していたが、定款上の規程として会議体は存在しない。また現在、室は存在しないが、今後設置する年度もある可能性は考慮する必要がある。そこで柔軟性を持たせるため、会員会議所標準定款に合わせ「必要に応じて」という形で設置を可能とするように定款を改正する。また、審議という文言を入れることで、議決権の付託を可能とする。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 資産及び会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 資産及び会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第48条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。</p>	<p>内容の変更はなし。</p>
<p>(会計区分)</p> <p>第36条 本会議所の会計は、事業年度ごとに、一般会計及び特別会計の2種に区分して処理する。</p> <p>2 一般会計は通常の事業遂行に関する収支を経理する。</p> <p>3 特別会計は、一般会計で処理するに不相当と認められる大規模若しくは特殊な事業に関する収支を経理する。</p>	<p>(会計区分)</p> <p>第49条 本会議所の会計は、事業年度ごとに、一般会計及び特別会計の2種に区分して処理する。</p> <p>2 一般会計は通常の事業遂行に関する収支を経理する。</p> <p>3 特別会計は、一般会計で処理するに不相当と認められる大規模若しくは特殊な事業に関する収支を経理する。</p>	<p>内容の変更はなし。</p>
<p>(資産の管理)</p> <p>第37条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。</p>	<p>(資産の管理)</p> <p>第50条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。</p>	<p>内容の変更はなし。</p>
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第38条 本会議所の事業計画及び予算は、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。</p>	<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第51条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。</p>	<p>将来的な事務局移転や各種大会誘致に備え、資金調達及び設備投資に関する事項を追記する。</p>
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第39条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の資料を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、総会に提出し、承認を得なければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第52条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の資料を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、総会に提出し、承認を得なければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p>	<p>内容の変更はなし。</p>

<p>(2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 (7) 公益目的支出計画実施報告書</p> <p>2 監事は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、その定時総会の前日までに意見書を理事長に提出しなければならない。</p> <p>3 理事長は、前項の監事の意見書を添えて第1項の書類を定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。</p>	<p>(2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 (7) 公益目的支出計画実施報告書</p> <p>2 監事は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、その定時総会の前日までに意見書を理事長に提出しなければならない。</p> <p>3 理事長は、前項の監事の意見書を添えて第1項の書類を定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。</p>	
<p>※新設</p>	<p style="text-align: center;">第8章 基金</p> <p>(基金)</p> <p>第53条 本会議所は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。</p> <p>2 拠出された基金は、本会議所が解散するまで返還しない。</p> <p>3 基金の返還の手続きについては、一般社団及び財団法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。</p>	<p>一般社団法人及び財団法人法の相対的記載事項として、基金に関する条項は定款上にないと法的効力を発揮しないので追記する。</p>
<p style="text-align: center;">第8章 管 理</p> <p>(書類及び帳簿の備付)</p> <p>第40条 本会議所は、事務局に次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。</p> <p>(1) 総会議事録 (2) 第39条第1項各号の書類及び帳簿</p> <p>2 第1項第2号の書類及び帳簿を主たる事務所に5年間備え置き、定款、諸規程及び監査報告を主たる事務所に備え置くものとする。また、第1項第1号の書類を10年間主たる事務所に備え置くものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第9章 管 理</p> <p>(書類及び帳簿の備付)</p> <p>第54条 本会議所は、主たる事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。</p> <p>(1) 総会議事録 (2) 第52条第1項各号の書類及び帳簿</p> <p>2 第1項第2号の書類及び帳簿を主たる事務所に5年間備え置き、定款、諸規程及び監査報告を主たる事務所に備え置くものとする。また、第1項第1号の書類を10年間主たる事務所に備え置くものとする。</p>	<p>誤表記の修正及び改正に合わせた条数の変更</p>
<p>※第32条より移設</p>	<p>(事務局の設置)</p> <p>第55条 本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には事務局長1名と所要の事務局員を置く。</p> <p>3 事務局長及び事務局員をもって、本定款上の使用人とする。</p> <p>4 重要な使用人（事務局長）は、理事長が理事会の承認を得て任免する。</p> <p>5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決により別に定める。</p>	<p>2022年度、2023年度と、事務局が委員会として扱われているため、実態に合わせて4項、5項を追加・変更する。</p>
<p style="text-align: center;">第9章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>2 本定款を変更した場合には、直ちに変更定款を公益社団法人日本青年会議所へ提出する。</p>	<p style="text-align: center;">第10章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第56条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>2 本定款を変更した場合には、公益社団法人日本青年会議所会員資格規則に則り、直ちに変更定款を公益社団法人日本青年会議所へ届け出なければならない。</p> <p>3 本定款のうち、名称に関する条項を変更する場合は、公益社団法人日本青年会議所会員資格規則に則り、公益社団法人日本青年会議所理事会の承認を得なければならない。</p>	<p>説明の追記</p>
<p>(解 散)</p> <p>第42条 本会議所は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会の決議により解散する。</p>	<p>(解 散)</p> <p>第57条 本会議所は、一般社団及び財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会の決議により解散する。</p>	<p>内容の変更はなし。</p>
<p>(残余財産の処分)</p> <p>第43条 本会議所が解散のときに存する残余財産は、総会の</p>	<p>(残余財産の処分)</p> <p>第58条 本会議所が解散のときに存する残余財産は、総会の</p>	<p>内容の変更はなし。</p>

決議を経て、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	決議を経て、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	
<p style="text-align: center;">第10章 公 告</p> <p>(公 告)</p> <p>第44条 本会議所の公告は、電子公告により行う。</p>	<p style="text-align: center;">第11章 公 告</p> <p>(公 告)</p> <p>第59条 本会議所の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。</p>	電子公告を行えない場合の追加
※新設	<p style="text-align: center;">第12章 情報公開及び個人情報保護</p> <p>(情報の公開)</p> <p>第60条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。</p> <p>2 情報公開に関する必要な事項は、法令の定めるところによる。</p>	情報公開及び個人情報保護について定款上の記載がないため追記。
※新設	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第61条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。</p> <p>2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令の定めるところによる。</p>	情報公開及び個人情報保護について定款上の記載がないため追記。
<p style="text-align: center;">第11章 雑 則</p> <p>(委 任)</p> <p>第45条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">第13章 雑 則</p> <p>(委 任)</p> <p>第62条 本定款に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な規程等については、理事会の議決により、別に定める。</p>	理事会でも定款で認められた範疇で規程を変更できるようにするための記載の変更。
<p>附則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 本会議所の最初の理事長は中原伸博とする。</p> <p>3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>	<p>附則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 本会議所の最初の理事長は中原伸博とする。</p> <p>3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>	変更なし